

審議会について（補足資料）

1 改正法

（地方公共団体に置く審議会等への諮問）

第 129 条 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。

2 所掌事務

【審議会への意見聴取事項】

- ① 本人以外のものからの個人情報の収集（第 8 条第 4 項第 7 号）
- ② 思想、信条等に関する個人情報の収集（第 8 条第 5 項第 3 号）
- ③ 利用目的以外の目的での保有個人情報の利用・提供（第 10 条第 2 項第 6 号）
- ④ 市の機関以外の者との間での通信回線による電子計算組織の結合（第 12 条）

【審議会への諮問事項】

- ⑤ 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等についての審査請求（第 49 条第 1 項）
- ⑥ 個人情報保護制度の運用に関する重要事項（第 56 条第 2 項第 4 号）
（条例の改正、特定個人情報保護評価）

【審議会への報告事項】

- ⑦ 個人情報取扱事務の開始等の届出事項（第 7 条第 4 項）
- ⑧ 実施機関が講じる保有個人情報の維持管理に関する措置（第 13 条第 4 項）
- ⑨ 開示請求に対する存否応答拒否（第 23 条第 2 項）

3 現在設置されている部会

- ・ 目的外利用等審査部会
- ・ 審査請求部会
- ・ 個人情報保護制度部会
- ・ 特定個人情報保護評価部会

【参考】運用状況の公表

（現行条例）

第 72 条 市長は毎年 1 回、条例の運用状況について公表する

（改正法）

第 165 条 個人情報保護委員会は法律の施行状況について、行政機関の長等からの報告を取りまとめて公表する